

小田原市監査委員公表第9号

平成31年4月2日

小田原市監査委員 岡 本 重 治

小田原市監査委員 数 馬 勝

小田原市監査委員 神 永 四 郎

行政監査の結果公表

地方自治法第199条第2項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成 30 年 度

行政監査報告書

テーマ 市が各種団体等の事務局として取り扱う現金・預金等
(準公金) に係る事務について

小 田 原 市 監 査 委 員

目 次

| | | |
|------|-------------------------|----|
| 第1 | 監査の概要 | 1 |
| 1 | 監査の種類 | 1 |
| 2 | 監査の期間 | 1 |
| 3 | 監査のテーマ | 1 |
| 4 | 監査の目的 | 1 |
| 5 | 監査の対象 | 1 |
| 6 | 監査の方法 | 1 |
| 7 | 監査の着眼点 | 2 |
| 第2 | 全体調査・抽出調査の状況 | 3 |
| 1 | 全体調査の結果について | 3 |
| (1) | 部局別の状況 | 3 |
| (2) | 団体の設立年数 | 4 |
| (3) | 会則・規約等の状況 | 4 |
| (4) | 市が事務局となっている理由 | 4 |
| (5) | 市の取り決めの状況 | 5 |
| (6) | 事務担当職員数 | 5 |
| (7) | 平成30年度予算額 | 5 |
| (8) | 各種団体等の主な収入（平成30年度） | 6 |
| (9) | 市による各種団体等の現金・預金等の管理状況 | 6 |
| (10) | 取扱基準の認知状況 | 7 |
| (11) | 預貯金・現金等の管理状況 | 7 |
| (12) | 現金出納簿の整備状況 | 7 |
| (13) | 監事等による監査の実施状況 | 8 |
| (14) | 帳簿・帳票類の保存期間 | 8 |
| (15) | 領収書等の保存期間 | 9 |
| (16) | 経理事務に係るマニュアル等の整備状況 | 9 |
| (17) | 今後の事務局のあり方 | 10 |
| 2 | 抽出調査の結果について | 10 |
| (1) | 通帳の保管等 | 10 |
| (2) | 現金出納簿の整理等 | 12 |
| (3) | 準公金を取り扱うにあたり、特に注意している事柄 | 13 |
| 第3 | 監査の結果と意見 | 14 |

[参考資料]

| | | |
|------|---|----|
| 資料 1 | 「各種団体等の事務取扱いに対する指示事項について (平成 10 年 8 月 26 日助役通知)」 | 17 |
| 資料 2 | 「各種団体等の経理事務の取扱基準」 | 18 |
| 資料 3 | 「各種団体等会計チェック表」 | 19 |
| 資料 4 | 市が事務局となっている各種団体等 (全体調査による) | 20 |

(注)

構成比 (%) は、小数点第 2 位を四捨五入し、合計が 100 になるよう一部調整してある。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査（行政監査）

2 監査の期間

平成30年10月12日から平成31年3月18日まで

3 監査のテーマ

市が各種団体等の事務局として取り扱う現金・預金等（準公金）に係る事務について

4 監査の目的

公金とは、行政実例では「法令上当該普通地方公共団体又はその機関の管理に属する現金、有価証券(昭和23年10月12日自発第901号宮城県監査委員宛 自治課長回答)」とされており、本市の「小田原市公金の保管に関する基準（平成14年3月1日施行）」では、「歳計現金、歳入歳出外現金及び一時借入金並びに基金に属する現金」と定めている。

一方、市が各種団体等の事務局として取り扱う現金・預金等、地方公共団体は公金の範囲外の現金を持つ場合がある。

この度の監査で取り上げた、市が各種団体等の事務局として取り扱う現金・預金等（以下、「準公金」という。）は、地方自治法や財務規則が適用される公金の場合に比べ、団体独自の管理が行われやすくチェック機能の不備が懸念される。このことから、本市では事務処理の適正化を図るために各種団体等の経理事務の取扱基準を設けている。

監査委員は主に公金の財務に係る事務を監査するところであるが、行政監査として準公金の事務の執行状況を把握、分析し、適正な事務の執行に資することを目的としたものである。

5 監査の対象

(1) 対象課

準公金の事務を取り扱っている課等

(2) 対象

主として平成30年4月1日から同年9月30日までの準公金の事務

6 監査の方法

全庁調査を行い、準公金の事務を取り扱っている課等を把握するとともに、管理の状況等を確認、集計した。

集計した結果を基に、抽出により、所管課等への現地調査、関係職員からの説明聴取等を行った。

7 監査の着眼点

- (1) 市が事務局となっている各種団体等の状況
- (2) 各種団体等の経理事務の取扱状況
(「各種団体等の経理事務の取扱基準」(※)に沿った事務が行われているか。)

※ 本市では、「各種団体等の事務取扱いに対する指示事項について（平成10年8月26日助役通知）」の通知で、「各種団体等の経理事務の取扱基準」（以下、「取扱基準」という。）が定められた。（参考資料1～3を参照）

第2 全体調査・抽出調査の状況

全体調査として、主として平成30年4月1日から同年9月30日までに取り扱った準公金の事務について、市が事務局となっている各種団体等の状況、市との関わり、現金・預金等の管理状況、書類の整備状況を調査票により把握した。

また、抽出調査として、対象団体を抽出し、預金通帳やその管理場所、現金出納簿の確認を行うとともに、関係職員から聞き取りなどの現地調査を実施した。

抽出調査に当たっては、主に、取扱基準に沿った事務が行われているかの確認を行うとともに、キャッシュカードを所持している場合にはその取扱いも確認した。

1 全体調査の結果について

(1) 部局別の状況

部局別の状況は次の表のとおりであった。市が事務局となっている各種団体等は174団体（参考資料4を参照）であった。現在、小田原市は81の課室等が存在し、そのうち41（50.6%）が当該団体等の事務局となっている。団体数の多い部は、教育部の69団体（39.7%）、経済部の31団体（17.8%）であった。

教育部69団体のうち、各小学校区の放課後児童クラブ運営委員会が24団体、各小・中学校及び幼稚園の未来へつながる学校づくり研究会が42団体であった。

部局別の状況

| 部局等 | 課室等 | 市が事務局となっている各種団体等 | | |
|----------|-----|------------------|-----|---------|
| | | 課室等 | 団体数 | 構成比 (%) |
| 企画部 | 5 | 3 | 6 | 3.4 |
| 総務部 | 7 | 1 | 2 | 1.1 |
| 公営事業部 | 1 | 1 | 1 | 0.6 |
| 市民部 | 4 | 3 | 11 | 6.3 |
| 防災部 | 1 | 1 | 1 | 0.6 |
| 文化部 | 5 | 4 | 15 | 8.6 |
| 環境部 | 4 | 2 | 7 | 4.0 |
| 福祉健康部 | 6 | 4 | 7 | 4.0 |
| 子ども青少年部 | 3 | 3 | 9 | 5.2 |
| 経済部 | 6 | 6 | 31 | 17.8 |
| 都市部 | 5 | 2 | 4 | 2.3 |
| 建設部 | 5 | 1 | 1 | 0.6 |
| 下水道部 | 2 | 1 | 1 | 0.6 |
| 病院管理局 | 2 | 0 | 0 | 0.0 |
| 消防 | 12 | 2 | 5 | 2.9 |
| 水道 | 4 | 1 | 1 | 0.6 |
| 教育部 | 3 | 3 | 69 | 39.7 |
| 部に属さない課等 | 6 | 3 | 3 | 1.7 |
| 合計 | 81 | 41 | 174 | 100.0 |

※部に属さない課等 秘書室、出納室、選挙管理委員会事務局、監査事務局
農業委員会事務局、議会総務課

(2) 団体の設立年数

設立年数の状況は次の表のとおりであった。「5年未満」が最も多く 58 団体 (33.3%) であった。

団体の設立年数

| 区 分 | 団体数 | 構成比 (%) |
|------------|-----|---------|
| 5年未満 | 58 | 33.3 |
| 5年以上10年未満 | 19 | 10.9 |
| 10年以上30年未満 | 45 | 25.9 |
| 30年以上 | 48 | 27.6 |
| 不明 | 4 | 2.3 |
| 合 計 | 174 | 100.0 |

(3) 会則・規約等の状況

各種団体等の会則・規約等の整備状況は次の表のとおりであった。「会則・規約等あり」が 128 団体 (73.6%)、「会則・規約等なし」が 46 団体 (26.4%) であった。

会則・規約等の状況

| 区 分 | 団体数 | 構成比 (%) |
|----------|-----|---------|
| 会則・規約等あり | 128 | 73.6 |
| 会則・規約等なし | 46 | 26.4 |
| 合 計 | 174 | 100.0 |

(4) 市が事務局となっている理由

市が各種団体等の事務局となっている理由は次の表のとおりであった。「公共性・公益性の高い事業を実施している」が最も多く 145 団体 (83.3%) であった。「その他」として主なものは、行政のみで構成している団体である、という理由であった。

市が事務局となっている理由

| 区 分 | 団体数 | 構成比 (%) |
|---------------------|-----|---------|
| 公共性・公益性の高い事業を実施している | 145 | 83.3 |
| 各種団体等から依頼された | 3 | 1.7 |
| 従前からのことであり、理由は不明 | 5 | 2.9 |
| その他 | 21 | 12.1 |
| 合 計 | 174 | 100.0 |

(5) 市の取り決めの状況

市が各種団体等の事務局となっていることについての市の取り決めの状況は次の表のとおりであった。多くの団体が「規則・規程の事務分掌、所管の事務分担に定めている」であったが、「定めはない」が22団体(12.6%)であった。

市の取り決めの状況

| 区 分 | 団体数 | 構成比 (%) |
|--------------------------|-----|---------|
| 規則・規程の事務分掌、所管の事務分担に定めている | 152 | 87.4 |
| 定めはない | 22 | 12.6 |
| 合 計 | 174 | 100.0 |

(6) 事務担当職員数

各種団体等の事務を担当している職員数は次の表のとおりであった。「1人」が87団体(50.0%)、「2人」「3人以上」が合わせて87団体(50.0%)であった。

事務担当職員数

| 区 分 | 団体数 | 構成比 (%) |
|------|-----|---------|
| 1人 | 87 | 50.0 |
| 2人 | 41 | 23.6 |
| 3人以上 | 46 | 26.4 |
| 合 計 | 174 | 100.0 |

(7) 平成30年度予算額

各種団体等の平成30年度予算額は次の表のとおりであった。「10万円以上100万円未満」が最も多く109団体(62.6%)であった。また、100万円以上の予算額を持つ団体は48団体(27.5%)であった。

「1億円以上」の団体は、小田原市職員互助会、小田原市土地開発公社、小田原市学校給食会であった。

平成30年度予算額

| 区 分 | 団体数 | 構成比 (%) |
|------------------|-----|---------|
| 10万円未満 | 17 | 9.8 |
| 10万円以上100万円未満 | 109 | 62.7 |
| 100万円以上1,000万円未満 | 34 | 19.5 |
| 1,000万円以上1億円未満 | 11 | 6.3 |
| 1億円以上 | 3 | 1.7 |
| 合 計 | 174 | 100.0 |

(8) 各種団体等の主な収入（平成30年度）

各種団体等の主な収入（平成30年度）は次のとおりであった。

ア 収入の主な内訳

収入の主な内訳は次の表のとおりであった。「市と市以外からの収入」が88団体（50.6%）、「市以外からの収入のみ」が25団体（14.4%）、「収入なし」が7団体（4.0%）であった。

「各種団体の事務取扱いに対する指示事項について（通知）」では、「各種団体等に対しては、自主的な運営を目指すよう理解を求めるとともにその団体の指導・育成に努めること。特に市から支出の伴わない団体に対する経理事務は行わないようにすること。」とある。市以外からの収入のみの団体や収入のない団体については、通知の趣旨に沿った対応が望ましいと考える。

収入の主な内訳

| 区 分 | 市からの収入のみ | 市と市以外からの収入 | 市以外からの収入のみ | 収入なし | 合 計 |
|---------|----------|------------|------------|------|-------|
| 団体数 | 54 | 88 | 25 | 7 | 174 |
| 構成比 (%) | 31.0 | 50.6 | 14.4 | 4.0 | 100.0 |

イ 市からの収入の科目別内訳

市からの収入の科目別の内訳は次の表のとおりであった。「委託料」が71団体（48.0%）、「負担金」が41団体（27.7%）であった。

市からの収入の科目別内訳 (複数回答あり)

| 区 分 | 補助金 | 負担金 | 委託料 | その他 | 合 計 |
|---------|------|------|------|-----|-------|
| 団体数 | 27 | 41 | 71 | 9 | 148 |
| 構成比 (%) | 18.2 | 27.7 | 48.0 | 6.1 | 100.0 |

※ 市が同一団体に対して補助金と委託料の両方を支出している場合もある。

(9) 市による各種団体等の現金・預金等の管理状況

市による各種団体等の現金・預金等の管理状況は次の表のとおりであった。156団体（89.7%）が管理していた。

市による各種団体の現金・預金等の管理状況

| 区 分 | 団体数 | 構成比 (%) |
|---------|-----|---------|
| 管理している | 156 | 89.7 |
| 管理していない | 18 | 10.3 |
| 合 計 | 174 | 100.0 |

(10) ~ (17) は、現金・預金等を管理している 156 団体に係る結果である。

(10) 取扱基準の認知状況

取扱基準の認知状況については次の表のとおりであった。「知っていた」が 95 団体 (60.9%)、「知らなかった」が 61 団体 (39.1%) であった。

取扱基準の認知状況

| 区 分 | 団体数 | 構成比 (%) |
|--------|-----|---------|
| 知っていた | 95 | 60.9 |
| 知らなかった | 61 | 39.1 |
| 合 計 | 156 | 100.0 |

(11) 預貯金・現金等の管理状況

預貯金・現金等の管理状況は次の表のとおりであった。「その他」は、切手やチケット等であった。また、キャッシュカードを所持している団体が 11 団体あった。

預貯金・現金等の管理状況

| 区 分 | 預貯金 | | 現 金 | その他 |
|-----|-----|----------|-----|-----|
| | | キャッシュカード | | |
| あり | 155 | 11 | 52 | 11 |
| なし | 1 | | 104 | |
| 合 計 | 156 | | 156 | |

(12) 現金出納簿の整備状況

現金出納簿の整備状況は次の表のとおりであった。「整備している」が 152 団体 (97.4%) であった。

現金出納簿の整備状況

| 区 分 | 団体数 | 構成比 (%) |
|---------|-----|---------|
| 整備している | 152 | 97.4 |
| 整備していない | 4 | 2.6 |
| 合 計 | 156 | 100.0 |

(13) 監事等による監査の実施状況

監事等による監査の実施状況は次の表のとおりであった。「実施している」が141団体（90.4%）、「実施していない」が15団体（9.6%）であった。

取扱基準では、団体の監査役・監事等の承認を受けることとなっており、事務の適正性・透明性確保のため、実施体制の整備は必要と考える。

監事等による監査の実施状況

| 区 分 | 団体数 | 構成比 (%) |
|---------|-----|---------|
| 実施している | 141 | 90.4 |
| 実施していない | 15 | 9.6 |
| 合 計 | 156 | 100.0 |

(14) 帳簿・帳票類の保存期間

帳簿・帳票類の保存期間は次の表のとおりであった。多くの団体が3年以上で規定していた。「定めていない」が10団体（6.4%）あり、「その他」の1団体は「平成33年3月末事業終了後5年間」であった。

帳簿・帳票類の保存期間

| 区 分 | 団体数 | 構成比 (%) |
|--------|-----|---------|
| 3年 | 38 | 24.4 |
| 5年 | 96 | 61.6 |
| 6年 | 1 | 0.6 |
| 8年 | 2 | 1.3 |
| 10年 | 5 | 3.2 |
| 永年 | 3 | 1.9 |
| 定めていない | 10 | 6.4 |
| その他 | 1 | 0.6 |
| 合 計 | 156 | 100.0 |

(15) 領収書等の保存期間

領収書等の保存期間は次の表のとおりであった。多くの団体が3年以上としているが、「定めていない」が10団体(6.4%)あった。

領収書等の保存期間

| 区 分 | 団体数 | 構成比 (%) |
|--------|-----|---------|
| 3年 | 38 | 24.4 |
| 5年 | 99 | 63.5 |
| 6年 | 1 | 0.6 |
| 8年 | 2 | 1.3 |
| 10年 | 2 | 1.3 |
| 永年 | 3 | 1.9 |
| 定めていない | 10 | 6.4 |
| その他 | 1 | 0.6 |
| 合 計 | 156 | 100.0 |

(16) 経理事務に係るマニュアル等の整備状況

公金については、所管における取扱マニュアルの整備が義務付けられており、マニュアル作成に係る指針の中で、準公金についても同様に厳正に対応することとされている。

準公金の経理事務に係るマニュアル等の作成状況は次の表のとおりであった。「作成している」が16団体(10.3%)、「作成していない」が140団体(89.7%)であった。

経理事務に係るマニュアル等の整備状況

| 区 分 | 団体数 | 構成比 (%) |
|---------|-----|---------|
| 作成している | 16 | 10.3 |
| 作成していない | 140 | 89.7 |
| 合 計 | 156 | 100.0 |

(17) 今後の事務局のあり方

今後の事務局のあり方は次の表のとおりであった。「今後も市が事務局となる必要性がある」が最も多く 129 団体 (82.7%)、「各種団体等に自立的な運営を促し、市は事務局から離れることを検討する」が 5 団体 (3.2%) であった。「その他」は、平成 30 年度で廃止・解散、平成 31 年度で廃止予定などであった。

今後の事務局のあり方

| 区 分 | 団体数 | 構成比 (%) |
|-------------------------------------|-----|---------|
| 「今後も市が事務局となる必要性がある」 | 129 | 82.7 |
| 「各種団体等に自立的な運営を促し、市は事務局から離れることを検討する」 | 5 | 3.2 |
| 未定 | 5 | 3.2 |
| その他 | 17 | 10.9 |
| 合 計 | 156 | 100.0 |

2 抽出調査の結果について

全体調査の結果、市が事務局となっている各種団体等の 174 団体中、市が準公金を取り扱っている団体は 156 団体であった。このうち 56 団体 (35.9%) を抽出して調査した。抽出にあたっては、各種団体の事務局として現金・預金等を管理している所管課ごと最低 1 団体は調査対象とし、複数の団体の事務局となっている場合は 4 団体を上限に抽出した。

(1) 通帳の保管等

ア 金銭の出し入れ頻度

取扱基準では、各種団体等の会計処理は預金通帳管理としていることから、金融機関等で金銭を出し入れする頻度を確認したところ、次の表のとおりであった。

月に 1 回以上 (週に 1 回以上、月に 2~3 回、月に 1 回) 及び必要の都度に金銭を出し入れする団体が 37 団体であった。「その他」は現金管理であり、年に 1 回の現金の支出があるとのことであった。

金銭の出し入れの頻度

| 区 分 | 団体数 | 構成比 (%) |
|-------------|-----|---------|
| 週に 1 回以上 | 7 | 12.5 |
| 月に 2~3 回 | 12 | 21.4 |
| 月に 1 回 | 10 | 17.8 |
| 2~3 ヶ月に 1 回 | 15 | 26.8 |
| 半年に 1 回 | 3 | 5.4 |
| 必要の都度 | 8 | 14.3 |
| その他 | 1 | 1.8 |
| 合 計 | 56 | 100.0 |

イ 預金通帳等の管理場所

預金通帳等の管理場所を確認したところ、預金通帳はキャビネットや金庫等、印鑑は事務机やキャビネット等で管理していることを確認した。

多くの団体では預金通帳と印鑑をそれぞれ別の場所で管理していることが確認できたが、これは、同じ場所で管理することに比べて盗難等のリスクを回避するには適当であると考えられた。

なお、管理場所に係る詳細は掲載しないこととした。

ウ キャッシュカード、現金を持つ理由

キャッシュカード、常態的に現金を持つ団体について、その理由を確認したところ、次のような回答であった。

キャッシュカードを持つ理由

| 主な理由 |
|--------------------------|
| 支払いの回数が多く、振込手数料が窓口に比べて安い |
| 出し入れがし易いため |

現金を持つ理由

| 主な理由 |
|------------------------|
| 謝礼などの支払いに必要なため |
| 釣銭を必要とするため |
| 預け入れの日まで、会費や負担金を保有している |

キャッシュカードは、そのカードと暗証番号があれば、金銭の出し入れがし易く、預金通帳によるものと比べて利便性が高いものと認めるものの、事故等の発生もあり得ることから、慎重な取り扱いが望ましいと考える。

現金管理についても同様であるので、必要なものを除き、なるべく現金を持つことのないようにすることが肝要であると考えます。

(2) 現金出納簿の管理等

ア 残高と現金出納簿の照合

取扱基準では、各種団体等の会計処理に当たっては現金出納簿を常備すること、月に1度は預金通帳との残高照合を実施することになっている。

各種団体等の残高の状況について、出納簿との照合状況を確認したところ次の表のとおりであった。

残高は、「その他」を除き全て一致していた。「その他」は現金出納簿の作成のない団体であったり、調査時において一致の確認をすることができなかったものである。経理事務を行う上で出納簿の作成は必要なものとする。

残高照合に関わる者を確認したところ、ほとんどの団体は複数で確認を行っていた。単独による確認は、経理誤りの発生を高めるので、複数による確認が望ましいとする。「その他」は各種団体等の監事等による残高照合であった。

残高と出納簿の照合

| 区 分 | 団体数 | 構成比 (%) |
|-----|-----|---------|
| 一致 | 53 | 94.6 |
| 不一致 | 0 | 0.0 |
| その他 | 3 | 5.4 |
| 合 計 | 56 | 100.0 |

残高照合に関わる者

| 区 分 | 団体数 | 構成比 (%) |
|-----|-----|---------|
| 複数 | 48 | 85.7 |
| 単独 | 6 | 10.7 |
| その他 | 2 | 3.6 |
| 合 計 | 56 | 100.0 |

イ 残高照合の頻度

残高照合の頻度を確認したところ、次のとおりであった。

取扱基準では、月1度は預金通帳との残高照合を実施することになっている。

月1度以上の残高照合をしている団体が27団体(48.2%)と多かった。

残高照合の頻度

| 区 分 | 団体数 | 構成比 (%) |
|-----------|-----|---------|
| 月1度以上 | 27 | 48.2 |
| 2~3か月ごと | 3 | 5.4 |
| 会計年度末 | 3 | 5.4 |
| 現金の出入りの都度 | 21 | 37.4 |
| その他 | 2 | 3.6 |
| 合 計 | 56 | 100.0 |

ウ 帳簿等の確認

帳簿・帳票類、監査報告書の確認をしたところ、次のとおりであった。

調査したほとんどの団体は帳簿・帳票類を備えていた。

監査報告書については、多くの団体は監査を実施していたものの、一部、未実施の団体が見受けられた。

帳簿・帳票類

| 区 分 | 団体数 | 構成比 (%) |
|-----|-----|---------|
| あり | 54 | 96.4 |
| なし | 0 | 0.0 |
| その他 | 2 | 3.6 |
| 合 計 | 56 | 100.0 |

監査報告書

| 区 分 | 団体数 | 構成比 (%) |
|-----|-----|---------|
| あり | 39 | 69.7 |
| なし | 5 | 8.9 |
| 未確認 | 12 | 21.4 |
| 合 計 | 56 | 100.0 |

(3) 準公金を取り扱うにあたり、特に注意している事柄

各種団体等の事務局である所管課に、その経理事務を行うにあたり特に注意している事柄について聴取したところ、次のような注意点が挙げられた。

準公金を取り扱うにあたり、特に注意している事柄

| 注 意 点 |
|----------------------------|
| 預金通帳、印鑑を別の場所で管理している。 |
| 預金通帳等は常に施錠して管理している。 |
| 現金は出来るだけ所持しないようにしている。 |
| 事前に決裁を受けてから経理を執行している。 |
| 経理を溜めることはせず、すぐに処理をしている。 |
| 残高照合は複数人で行っている |
| 預金通帳等の残高照合、現物確認を定期的に行っている。 |

第3 監査の結果と意見

この度の監査では、準公金に係る事務について注目したところであり、当該事務については、おおむね取扱基準に沿った事務が行われていると認められた。以下、その事務の執行について意見を申し述べる。

まず、全体調査の結果を見ると、市が事務局となっている各種団体等の数は174団体であった。現在81ある課室等のうち、およそ半数に当たる41の課室等が各種団体等の事務局となり、多くの職員が携わっていることが分かった。また、そのうちの156団体の経理事務を市が取り扱っていた。

そして、これらの団体等の多くは、公共性・公益性の高い事業を実施しているので、市が事務局となる必要性があるとしている。一方、活動の基となる収入を本市に依存していない団体も一定数あった。

さて、今回監査の大きなポイントと捉えていた取扱基準に沿った事務の実施については、通帳等の管理場所、出納簿の作成、残高照合の実施など、多くの団体で取扱基準に沿った事務が行われていることが確認できた。さらには、各担当者が事務誤り等のリスクをできる限り減らそうとする姿勢も伺えた。いずれも評価するものである。

また、一部の団体では独自のマニュアルや事務フローが作成されていた。基本的事項は取扱基準に依るとしても、マニュアル等を作成し、事務の流れを明確にしておくことは有効と考える。

一方、取扱基準の認知度が担当者の約60%に止まっており、一部の団体では現金出納簿や経理事務の点検記録（会計チェック表）の未整備が見受けられた。取扱基準は金銭管理において従うべき事柄を示していると考えるが、現状では基準の周知が十分とはいえないと思うので、この監査を機に取扱基準について職員が広く再認識することを望むものである。

おわりに、平成29年には地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）が公布され、本市では義務とはされていないものの、内部統制についての方針の策定と体制の整備が求められた。内部統制とは、事務執行の主体である長自らが事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保することとされている。今回のテーマである準公金はリスク管理の面から内部統制のあり方と関連があると考えるので、内部統制に留意しながら適正な事務の執行に努められたい。

参 考 资 料

平成 10 年 8 月 26 日

各所属長 様

小田原市助役 鶴井 利親

各種団体等の事務取扱いに対する指示事項について（通知）

各所管におかれましては、先般、実施いたしました各種団体等の事務処理状況調査にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

調査結果の概要につきましては、別紙のとおりですが、概ね、適正に処理されているものの、一部に印鑑や通帳の管理保管状況、決算時における監査体制、規約等に基づく会計処理等に対する不備が見受けられました。

今回の不祥事は、市職員が団体の事務局員であると同時に、その団体の経理事務に係る執行体制に問題があったために生じたものと考えられます。

こうしたことから今後、各所管においては、なお一層、事務処理の適正化を図ることはもちろんのこと、執行体制そのものの見直しについても検討を深める必要があるものと考えられますので、次に掲げる指示事項をご理解いただき、各種団体等に関する事務事業を適切に執行されますようお願いいたします。

- 1 各種団体等の経理事務に関与する場合は、別紙の取扱基準を基本にすること。
- 2 各種団体等に対しては、自主的な運営を目指すよう理解を求めるとともにその団体の指導・育成に努めること。
特に、市から支出の伴わない団体に対する経理事務は行わないようにすること。
- 3 各種団体等に対し事務事業を委託する場合は、委託内容をできるだけ明確にするとともに、委託契約書、受託書の整備に努めること。
- 4 各種団体等に対し、補助金等を支出する場合は、団体の資金計画等を把握した上で、分割交付等を含む適切な決定に努めること。
- 5 実施時期はこの通知日以降とするが、完全実施は平成 11 年 4 月 1 日とする。

（事務管理課 事務管理担当 内線 255）

各種団体等の経理事務の取扱基準

(目的)

1 各所管における事務事業の実施に伴って、各種団体等の経理事務に関する所管においては、事務処理の適正化に努めるとともにチェック体制を確立するため次のとおり取扱基準を定める。

(会計処理等)

2 団体の会計処理に伴う留意点

(1) 会計処理に当たっては、必ず預金通帳管理とすること。

なお、原則として、現金はその日のうちに預金すること。

(2) 現金出納簿を常備すること。

(3) 別紙の会計チェック表により月1度は、予告なしに現金出納簿と預金通帳との照合を実施すること。

なお、必要に応じて、残高証明書と照合すること。

(4) 照合した結果、合わなかった時は3日以内に原因を究明し、その内容について上司に報告すること。

(5) 決算時においては帳簿及び帳票類を整備し、必ず団体の監査役・監事等の承認を受けること。

(6) 決算書、現金出納簿、預金通帳（廃通帳を含む。）、領収書、会計チェック表等は、会計年度終了後、3年間は保存すること。ただし、団体の規約等で定められているもの及び他の法律等で定められているものは除く。

(所管)

3 所管における留意点

(1) 経理事務処理を審査する立場にある所属長は、直接の担当者にはならないこと。

(2) 所属長は担当者から別紙の会計チェック表を必ず提出させ、確認すること。

(3) 預金通帳と印鑑の管理者を別にすること。

(4) 決算状況は監査を受ける前に所属長の承認を得ておくこと。

(5) 担当者が替わる場合、必ず経理事務書類の引継書を作成すること。

(6) 所属長は、担当者の引継ぎに立ち会うこと。

(7) 各種団体等の金銭に係るものは、必ず所属長の引継書に明確にしておくこと。

市が事務局となっている各種団体等（全体調査による）

| No. | 名 称 | 抽出調査 (○が実施団体) |
|-----|--------------------------|------------------|
| 1 | 神奈川県西部広域行政協議会 | |
| 2 | 小田原市ラグビー誘致委員会 | ○ |
| 3 | 小田原市生涯現役推進協議会 | |
| 4 | 神奈川県西部広域行政協議会広報部会 | ○ |
| 5 | 神奈川県西部広域行政協議会職員研修部会 | |
| 6 | 小田原市職員互助会 | ○ |
| 7 | 小田原市土地開発公社 | ○ |
| 8 | 相模・湘南車検管内市軽自動車税協議会 | ○ |
| 9 | 小田原競輪運営協議会 | ○ |
| 10 | 小田原市自治会総連合 | ○ |
| 11 | 小田原市交通安全母の会連絡協議会 | |
| 12 | 小田原市交通安全対策協議会 | |
| 13 | 小田原地方防犯協会 | ○ |
| 14 | 小田原警察署管内防犯指導員協議会 | |
| 15 | 小田原警察署管内防犯指導員協議会小田原支部会 | |
| 16 | 小田原地区保護司会 | |
| 17 | 小田原市更生保護女性会 | |
| 18 | 小田原地区BBS会 | |
| 19 | 第68回小田原市社会を明るくする運動推進委員会 | ○ |
| 20 | 小田原市人権擁護委員会 | |
| 21 | 西部広域行政協議会防災部会 | ○ |
| 22 | 小田原映画祭実行委員会 | |
| 23 | 小田原城ミュージックストリート実行委員会 | |
| 24 | 市民による小田原音楽フェスティバル実行委員会 | |
| 25 | 小田原市民文化祭実行委員会 | |
| 26 | おだわら文化事業実行委員会 | ○ |
| 27 | ときめき国際学校実行委員会 | |
| 28 | 小田原海外市民交流会 | |
| 29 | 地球市民フェスタ実行委員会 | ○ |
| 30 | 第24回全国報徳サミット小田原市大会実行委員会 | |
| 31 | 映画「地上の星－二宮金次郎伝」市民応援団おだわら | |
| 32 | 小田原市公民館連絡協議会 | ○ |
| 33 | 小田原民俗芸能保存協会 | |
| 34 | 相模人形芝居連合会 | ○ |
| 35 | 城下町おだわらソーデーマーチ実行委員会 | ○ |
| 36 | 小田原市スポーツ推進委員協議会 | |
| 37 | おだわらスマートシティプロジェクト | |
| 38 | 和留沢わくワーク村実行委員会 | ○ |
| 39 | 神奈川県西部広域行政協議会環境部会 | |
| 40 | おだわら環境志民ネットワーク | |
| 41 | 小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会 | ○ |
| 42 | 小田原市斎場事務広域化協議会 | |
| 43 | 酒匂川水系保全協議会 | ○ |
| 44 | 日本赤十字社神奈川県支部小田原市地区 | |

| No. | 名 称 | 抽出調査 (○が実施団体) |
|-----|-------------------------------|------------------|
| 45 | 小田原市民生委員児童委員協議会 | ○ |
| 46 | 小田原市精神保健福祉地域交流事業実行委員会 | |
| 47 | 小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会 | ○ |
| 48 | 湘南地区都市国民健康保険事業連絡協議会 | ○ |
| 49 | 健康おだわら普及員連絡会 | |
| 50 | 糖尿病週間行事実行委員会 | |
| 51 | 子育て支援フェスティバル実行委員会 | ○ |
| 52 | 小田原市保育所保護者会連絡協議会 | ○ |
| 53 | 小田原市子ども会連絡協議会 | |
| 54 | 小田原市青少年健全育成連絡協議会 | ○ |
| 55 | 小田原市青少年育成推進員協議会 | |
| 56 | 小田原市シニアリーダーズクラブ | |
| 57 | 小田原市ジュニアリーダーズクラブ | ○ |
| 58 | 小田原市青少年環境浄化推進委員協議会 | |
| 59 | 地域世代を超えた体験活動実行委員会 | ○ |
| 60 | 小田原市地場産業振興協議会 | |
| 61 | 街かど博物館館長連絡協議会 | ○ |
| 62 | 小田原梅まつり菓子展示会開催協議会 | |
| 63 | 北条五代観光推進協議会 | ○ |
| 64 | 北条早雲公顕彰五百年事業実行委員会 | |
| 65 | 小田原有機の里づくり協議会 | |
| 66 | 小田原オリーブ研究会 | ○ |
| 67 | 小田原市農業まつり運営委員会 | |
| 68 | 小田原市畜産会 | |
| 69 | 小田原梅ブランド向上協議会 | ○ |
| 70 | 小田原市地域農業再生協議会 | |
| 71 | 小田原市農政協議会 | |
| 72 | 県西営農支援センター協議会 | ○ |
| 73 | 小田原市果樹産地協議会 | |
| 74 | 小田原湯河原線推進協議会 | |
| 75 | 酒匂川水系農業用取水組合 | ○ |
| 76 | 小田原市公設青果地方卸売市場連絡協議会 | |
| 77 | おだわら森林・林業・木材産業製再生協議会 | |
| 78 | きまつり実行委員会 | |
| 79 | 小田原市産地協議会 | |
| 80 | 小田原の魚ブランド化・消費拡大協議会 | ○ |
| 81 | 小田原さかな普及の会 | |
| 82 | 小田原あじ・地魚まつり実行委員会 | |
| 83 | 小田原みなとまつり実行委員会 | ○ |
| 84 | 相模湾地域・遊漁海面利用協議会 | |
| 85 | 酒匂川河口漁業対策協議会 | |
| 86 | 小田原市公設水産地方卸売市場連絡協議会 | ○ |
| 87 | 小田原漁港振興協議会 | |
| 88 | 小田原漁港整備推進協議会 | |
| 89 | 酒匂川及び小田原海岸機能検討会 | |

| No. | 名 称 | 抽出調査 (○が実施団体) |
|-----|-----------------------|------------------|
| 90 | 小田原城あじさい花菖蒲まつり実行委員会 | ○ |
| 91 | 小田原駅東口お城通り地区再開発準備組合 | ○ |
| 92 | 酒匂川流域地域活性化協議会 | |
| 93 | 神奈川県西部広域行政協議会都市交通部会 | |
| 94 | 小田原市生活交通ネットワーク協議会 | ○ |
| 95 | 小田原真鶴道路建設促進協議会 | ○ |
| 96 | 酒匂川流域下水道事業促進連絡会 | ○ |
| 97 | 小田原市幼年防火委員会 | |
| 98 | 小田原・あしがら防火安全協会 | ○ |
| 99 | 神奈川県消防協会小田原支部 | |
| 100 | 小田原市消防団員互助会 | |
| 101 | 小田原市消防団（団本部） | ○ |
| 102 | 西湘地区公益企業等暴力対策協議会 | ○ |
| 103 | 西湘地区教育委員会連合会 | ○ |
| 104 | 芦子地区放課後児童クラブ運営委員会 | |
| 105 | 桜井地区放課後児童クラブ運営委員会 | |
| 106 | 富水地区放課後児童クラブ運営委員会 | ○ |
| 107 | 下府中地区放課後児童クラブ運営委員会 | |
| 108 | 山王小学校区放課後児童クラブ運営委員会 | |
| 109 | 東富水小学校区放課後児童クラブ運営委員会 | ○ |
| 110 | 酒匂地区放課後児童クラブ運営委員会 | |
| 111 | 三の丸小学校区放課後児童クラブ運営委員会 | |
| 112 | 町田小学校区放課後児童クラブ運営委員会 | |
| 113 | 千代放課後児童クラブ運営委員会 | |
| 114 | 下中小学校区放課後児童クラブ運営委員会 | |
| 115 | 豊川地区放課後児童クラブ運営委員会 | |
| 116 | 国府津地区放課後児童クラブ運営委員会 | ○ |
| 117 | 早川放課後児童クラブ運営委員会 | |
| 118 | 富士見小学校区放課後児童クラブ運営委員会 | |
| 119 | 矢作小学校区放課後児童クラブ運営委員会 | ○ |
| 120 | 足柄小学校区放課後児童クラブ運営委員会 | |
| 121 | 前羽小学校区放課後児童クラブ運営委員会 | |
| 122 | 久野小学校区放課後児童クラブ運営委員会 | |
| 123 | 大窪小学校区放課後児童クラブ運営委員会 | |
| 124 | 報徳小学校区放課後児童クラブ運営委員会 | |
| 125 | 新玉小学校区放課後児童クラブ運営委員会 | |
| 126 | 曾我小学校区放課後児童クラブ運営委員会 | |
| 127 | 下曾我小学校区放課後児童クラブ運営委員会 | |
| 128 | 小田原市学校保健会 | |
| 129 | 小田原市学校給食会 | ○ |
| 130 | 三の丸小学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 131 | 新玉小学校未来へつながる学校づくり研究会 | ○ |
| 132 | 足柄小学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 133 | 芦子小学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 134 | 大窪小学校未来へつながる学校づくり研究会 | ○ |

| No. | 名 称 | 抽出調査 (○が実施団体) |
|-----|-----------------------|------------------|
| 135 | 早川小学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 136 | 山王小学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 137 | 町田小学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 138 | 久野小学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 139 | 富水小学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 140 | 下府中小学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 141 | 桜井小学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 142 | 千代小学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 143 | 下曽我小学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 144 | 国府津小学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 145 | 酒匂小学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 146 | 片浦小学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 147 | 曾我小学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 148 | 東富水小学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 149 | 矢作小学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 150 | 報徳小学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 151 | 豊川小学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 152 | 富士見小学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 153 | 前羽小学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 154 | 下中小学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 155 | 城山中学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 156 | 白鷗中学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 157 | 白山中学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 158 | 城南中学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 159 | 鴨宮中学校未来へつながる学校づくり研究会 | ○ |
| 160 | 千代中学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 161 | 国府津中学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 162 | 酒匂中学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 163 | 泉中学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 164 | 城北中学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 165 | 橘中学校未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 166 | 酒匂幼稚園未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 167 | 東富水幼稚園未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 168 | 前羽幼稚園未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 169 | 下中幼稚園未来へつながる学校づくり研究会 | ○ |
| 170 | 矢作幼稚園未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 171 | 報徳幼稚園未来へつながる学校づくり研究会 | |
| 172 | 明るい選挙推進協議会 | ○ |
| 173 | 小田原市農業委員会連合会 | ○ |
| 174 | 小田原市議会議員懇話会 | ○ |